

第9回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成30年6月11日（月）14:59～17:12

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、野坂美穂、林いづみ

（専門委員）川田順一、田中良弘、堤香苗、濱西隆男、

村上文洋（投資等ワーキング・グループ）

（政府）奥田内閣官房IT総合戦略室参事官

（事務局）石崎参事官、谷輪参事官

（ヒアリング出席者）新経済連盟：関事務局長

小木曾事務局（政策部マネージャー）

全国商工会連合会：乾専務理事

榎本企業支援部長

内閣官房：川村日本経済再生総合事務局参事官

法務省：筒井大臣官房審議官

村松民事局商事課長

4. 議題：

（開会）

1. 経済団体からのヒアリング①

・「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」（平成30年4月24日規制改革推進会議行政手続部会決定）についての意見

（新経済連盟、全国商工会連合会）

2. 関係省庁からのヒアリング

・法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会とりまとめについて

（内閣官房日本経済再生総合事務局）

3. 関係省庁からのヒアリング

・重点分野「商業登記等」（法務省）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 定刻より前の時間でございますが、おそろいでございますので、第9回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

なお、江田委員、原委員、大崎専門委員、國領専門委員、佐久間専門委員が御欠席でござ

ございます。

また、本日は法人設立手続オンライン・ワンストップ化についての議論を行う関係で、投資等ワーキング・グループの村上専門委員にも御出席をお願いしております。ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、議事の1つ目として、4月24日に決定いたしました本部会の取りまとめについて、経済団体よりヒアリングを行いたいと思います。

まずは、新経済連盟からお話を頂戴したいと思います。

それでは、早速でございますが、資料1-1に沿いまして御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○関事務局長 新経済連盟の事務局長をしている関と申します。本日は、説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

主に資料1-1を中心に説明いたします。この資料1-1の冒頭にも書いてありますように、5月28日に、別の会議で「デジタルファースト法案」に関して盛り込むべき内容を提案しておりまして、それが資料1-2でございます。御参考のために添付しておりますが、ヒアリング事項とは別のことも書いておりますので、ヒアリング事項に関するこちらのパワーポイントの資料にまとめまして、本日はこちらをもとに説明させていただきます。

まず、3スライド目でございます。3原則のいわゆる『電子化の徹底』の水準が非常に重要だということございまして、電子化とかデジタル化といった場合にどこまでを目指すのかということでございます。単純に今まで紙で提出していたものをデジタルのファイルに変えて電子メール等で提出するということがオーケーとする安易な形のものとは認めべきではないと考えております。APIを開放すること等も含め、また、BPRで業務の徹底的な見直しをした上でデータ連携をすること等も含めて申請作業の効率化が必要で、そこまでやるべきだと思っております。具体的に、先般の行政手続部会の報告書に基づいて幾つか提案をさせていただいております。4ページに書いてあるのは、営業の許可・認可に係る手続についての記述でございますが、この報告書によりますと、オンラインによる申請が可能な手続が皆無な省庁が見られるとか、オンライン申請が可能だけれども利用率が極めて低調な手続が少なくないとか、基本計画に示された取組について見ると必ずしも積極的な取組が読み取れないといったものも見られるということでございます。また、6ページになりますけれども、申請様式のデジタル化には編集可能なファイル形式での申請様式の提供にとどまる計画も多いといったこととか、提出方法のデジタル化については、郵送による申請が82%である、また、8ページには、電子メールの利用にとどまるという記述も見られますが、そうだとしたらそういったことは認めるべきものではないと考えております。いずれにしても、『電子化の徹底』という名前にふさわしいものになるように各省庁に対して徹底を図っていただきたいと思います。思っております。

おめくりいただきまして、同じくその報告書の21ページになるのですが、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行でございますが、標準的様式を既に活用または活用予定としている地方自治体がまだ半数を下回っているということで、50%以上が検討中でございます。これについては今後早急に活用してもらえるように整備を進めるようお願いしたいと思います。この様式がばらばらであるという問題につきましては、介護、福祉、子育てとか、補助金の申請等々で以前から指摘されてきた問題でありますので、さらなる総点検と強力な推進が必要であると考えています。

次のスライドでございます。『API開放の義務化』が非常に重要なポイントだと考えております。特に民間の開発事業者がインターフェースを開発しやすい環境を整備することに特に配慮いただきたいと思っております。制度の簡素化も含めまして、テスト環境の整備とか、制度・技術の両方を踏まえた官民での密な対話・すり合わせの場の設置が必要だと思います。これは非常に重要だと思います。

本人確認手順でございます。4つほど箇条書きになっているのですが、ちょっとわかりづらくなっているのですが、ここで言っているのは、2つのことを言っておりまして、1つは、オンライン完結による本人確認がちゃんとできるようにしてほしい。その必要があるということと、もう一つは、マイナンバーカード利用による本人確認といったことも普及させていくべきだということでございます。そういう視点で、2つ目の・については、公的個人認証だけについての話ではなくて、それによらない本人確認の方法についても是非進めるということでございます。ほかの・につきましては、将来的な面も含めて、マイナンバーカードの普及とそれによる本人確認の環境整備が必要だということです。

7スライド目には、マイナンバーカードが普及した場合にどうなるかということをも模式化したものでございまして、左側の国民に対しては、APIを開放することでいろいろな民間サービスが提供されるようにして、ここでデジタル完結がされる。右側のほうは、各省庁間のシステム連携によってワンストップ・ワンズオンリーが実現されるといったイメージを考えております。

次のスライドでございますが、税務手続の電子化でございます。確定申告とか年末調整に必要な情報を一元的に確認して活用できる仕組みを早急に構築すべきだと思います。BPRによる大幅な見直しということで、APIの活用も含めていろいろな合理化・効率化ができるのではないかと思います。

1点、9スライド目に、これは2017年11月の税制調査会の報告書になりますが、政府側の考え方だと思うのですが、真ん中の右に「マイナポータル等で確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し活用する仕組みの整備」と先ほど申し上げたことが書いてあるのですが、「将来的課題」と書いておりまして、この将来的課題というのは、私の理解では、役所においては現時点では検討せずということだと理解しておりますので、是非これを将来のスケジュールも含めて道筋を明らかにしていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、デジタル対応を阻む行政の実態ということで、保育を例にし

たものを幾つか書いております。行政監査に関して幾つか箇条書きをしておりますが、いずれもICT化を阻害するような対応を求められておりますので、こういったものを改善していただきたいと思っております。また、新経連として、この分野には非常に強い問題意識を持っております。引き続き事業者から情報収集をしておりますし、今後はホットライン等の形でも意見を追加的に出していきたいと思っております。それらの意見についても、当団体からの声として踏まえていただいて検討の素材にしていきたいと思っております。

最後に、11スライド目でございますけれども、いろいろな形でインセンティブを付与することも検討いただいたほうがいいかなと思っております。例えば、電子申請案件に対する優先処理とか、手数料の引き下げとか、そういったことがユーザーにとってインセンティブになっておりますし、バックヤード連携の費用負担の妥当性の検証などは、自治体側へのインセンティブにもなると考えております。

説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御質問等があれば、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

私どもの部会でも、3ページ、今、御指摘いただいたように、不十分な取組であるものについては、今年度のフォローアップはきちんとしていきたい。特に就労証明書については子ども・子育て本部とも連携して積極的にやっていただきたいと思っておりますので、その点は御支援のほどよろしくお願ひいたします。

IT室が来ていないけれども。

○谷輪参事官 遅れているのだと思います。

○高橋部会長 後ほどいらっしゃいますか。わかりました。それでは、IT室に聞くべきところはあるとは思いますが、ほかに何かあれば積極的にお出しただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

4スライド目、この補助金等がばらばらであることについては、声としてはお聞きするのですけれども、具体的な例を御指摘いただくことはできませんでしょうか。介護、福祉、子育て、補助金ということですが。

○小木曾事務局 小木曾でございます。

補助金はいろいろなものがありまして、例えば介護・福祉とかでいろいろな受給をするときにありまして、市町村ごととかでそんなになぜ違いがあるのかということがわからないのですけれども、市町村の実情ということなのだと思うのですが、申請様式がそのたびに、保育とか介護は区域をまたいでやっているのですけれども、ちょうどお金が欲しいという申請をしなければいけないのですが、それが全部ばらばらで、それを書くだけで物すごく時間がかかるという声は上がってきています。それが一つの事例です。それだけにとどまりません。

○高橋部会長 それは法令に基づくものですか。補助金といっても、予算措置のものもある

るし、法令の根拠があるようなものもあると思うのですが、予算措置で各省がアドホックに予算をとってやっている補助金ですか。

○小木曾事務局 両方あると思います。

○高橋部会長 わかりました。後で具体的な御指摘をいただければ、またこちらで少し確認させていただきたいと思います。

○関事務局長 承知しました。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

安念先生、どうぞ。

○安念部会長代理 関さんも小木曾さんも、プライベートなことを言って申しわけないが、もとは役人だから、その経験の実感で伺いたいのですが、5ページにある『行政システムの自前主義からの脱却』はずっと昔から言われていることで、恐らく、役所、役人の当事者も自前主義がいいと思っている人はいないのだろうと思うのです。何とか共通のプラットフォーム化をしたいというのは多くの人実際に思っていると思うのだが、これが難しいのは、私はここがまさに伺いところなのですけれども、省庁間の交渉に非常にコストがかかるというか、骨が折れるというか、そういうことが依然として残っているのではないかと思うのですけれども、理屈よりも皮膚感覚としてどのようにお考えか、もし何かお考えのことがあれば伺いたいと思います。

○関事務局長 これは省庁間の調整ができればそれはそれに越したことはないと思うのですけれども、必ずしもその調整ができなくても、省庁ごとにAPIをきちんと提供すれば、それは民間側でその差分といいますか、いろいろなものを吸収して、ユーザーにとって使いやすいものを提供できるだろうと思います。

ただ、省庁がAPIでいろいろなものを提供するに当たって、恐らく気にするのはセキュリティーの話だと思います。セキュリティーをきちんと担保した上でAPIという形でインターフェースを提供するというもののノウハウを省庁側に蓄積していただければ、もう少し進むのではないかと思います。そういう意味で、5ページの一番下、APIリテラシーを向上させるための支援といったことを、これは民間も含めて努力していくべきかと思っております。

○高橋部会長 村上先生、この辺のAPIのお話はあると思うのですけれども、どうでしょうか。實際上、大胆に全ての役所にAPIを出せ、対応しろと言って、技術的に可能でしょうか。その辺をちょっと教えていただければ。

○村上専門委員 御説明をありがとうございます。

関さんとは、ほかの法人設立ワンストップ検討会をはじめ、いろいろなところで御一緒させていただいているので、お考えは私も非常に共感しているところです。

APIに関しては、10年以上前からAPIを設けて自前で不得意なインターフェースをつくるべきではないという話はずっとしてきて、やっとここに来て「API」という言葉が役所の報告書にも普通に載るようになったのかなと思います。

今、高橋さんからお話があったように、APIに関しては、内閣官房のIT室もAPIのガイドをつくるなど、一生懸命、標準化や導入を推進しているところですが、まだまだ導入事例が少ないと思います。このあたりは、APIに詳しい開発者、つまり、政府側のシステムを開発している、それを受託している会社と、民間のAPIを使ってサービスをしている会社の間で、さっき関さんも言われたきちんとすり合わせをする場を設けることが極めて重要だと思います。ですから、表面的なAPIというよりも、かなり細部に突っ込んだような議論をする場をどうやってつくっていくか。そのあたりが一番重要かと思います。それが進めば、こんなに便利になるのだということでもどんどん広がるかと思います。

以上です。

○高橋部会長 小木曾さん、いかがでしょうか。

○小木曾事務局 単純に、私が現役のときはまだAPIという概念がなかったのですけれども、外から見ると、自前でつくるのが当然だという発想があります。それは、リテラシーが低いことと、自分の仕事なくなるという誤解による懸念、この2つがやはり大きいと思います。すり合わせの場所とかをしなければいけないので、違う仕事が発生すると思います。あとはユーザー発想という国民目線が全くないという、いろいろな理由があるかと。

○安念部会長代理 ありがとうございます。

○高橋部会長 すり合わせの場というのは、どんな感じで作るのが理想なのでしょう。

○関事務局長 先ほど村上さんからもありましたけれども、実際にAPIをつくる側、APIのインターフェースをつくる側と、利用する側のそれぞれのエンジニアが密に話ができるような、定期的に関われるような場が望ましいのではないかと考えています。要は、ユーザー企業側から見ると、使いやすい技術と余りなれていないものとありますので、政府のほうも一般的なものを使っていたほうが、使う側からすればありがたいということです。

○小木曾事務局 今でもやっていると反論が来るかもしれませんが、要するに、会議を開いていること自体は全く重要ではなくて、その内容やり方が重要です。テスト環境とかワークショップとかを開きながら本当に現場レベルで話すレベルの階層と、それを進捗管理する上のレベルの階層、本当にちゃんとやっているのかどうか、その2つの階層があって初めて十分な議論ができると考えます。今は両方ない。今、行われている連絡会議は、予算とか税制がこのように変わったからシステムがこう変わるよという説明をしているだけで、そこで民間事業者が具体的な改善提案をしてそれに対して回答するという感じにも必ずしもなっていない。どうしてもそうなりがちだと思うので、もうちょっと実際に一緒に作業するという感じを醸成することが必要かと思います。要するに、そのかわり、こっち側も民間側もつるし上げるみたいなことではなくて、官民で共同していいものをつくっていくという発想が必要かと思います。

○関事務局長 繰り返しになりますが、この場合のエンジニア、民間は、ユーザー企業側のエンジニアが参加することが非常に重要だと思います。提供側だけではなくて。

○高橋部会長 そういうものを本来お願いすべきなのは、受け手として、IT室にお願いするのですか。総務省なのでしょうか。

○関事務局長 IT室ではないでしょうか。

○安念部会長代理 そうでしょうね。横断的なものだから。

○高橋部会長 IT室はまだ来ていませんが、IT室には議事録をお送りしますので、また事務局にコメントなりを返していただいて、それを委員に回覧するとかという形で処理をさせていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○小木曾事務局 役所にいた経験から言うと、この10ページの行政対応コストでいろいろな対応コストがあるのですけれども、監査に対応するコストは物すごく膨大で、私も行政監察とか何回もしたことがあるのですが、行政監察で10人ぐらいで入るではないですか。そうすると、全部10人分、コンピューターの中に入っている資料を全部出せと言うことがあります。この対応コストはすごく、それだけのためにすごく民間側は本当に準備をするのです。そんなことはやれよという感じかもしれないけれども、会社をやっている立場からするとすごく重要なことで、これは保育を例にしましたが、介護でも同じような問題が昔から生まれて、実務作業が多い分野であればあるほど書類が多いのですね。それを全部紙で打ち出せという指導をされるので、すごくコストが大きいので、ここを是非テーマにさせていただきたいなど。

○高橋部会長 でも、その場合、デジタル化はできるのですか。10人いたら10人が同時に入るのだから、10人が同時にその情報にアクセスできている状態が要りますよね。

○安念部会長代理 タブレットか何かを持たせればいいのではないのですか。

○高橋部会長 10人がタブレットを持つということですか。

○小木曾事務局 あるいは、10人が必ず10人で見なければいけないかどうかというところも議論が必要です。

○高橋部会長 要するに、1セットをばらばらに出させる必要があるのかどうかと。

○小木曾事務局 実際に見ているのかという問題もあります。

○高橋部会長 だから、要するに、過度なものを掲示させていると。

○小木曾事務局 そうです。だから、もちろん本当に必要なものもあるかもしれませんが。あるいは、何か現物とかはあるかもしれません。

○高橋部会長 わかりました。それを思い込みで自動的に10部そろえろというやり方をしているのが問題だと。

○小木曾事務局 そうです。

○高橋部会長 わかりました。

ただ、行政手続コストは事前手続ではないと思います。事後手続なので、それを重点的にやるか。ホットラインとか、どこで受けるかは。

○小木曾事務局 その意味では、事後の監査の手続のために、結局、事前でこういうものの保存義務がかかっているというのがリンケージをしています。要するに、事後の監察をするために、書類を用意するために、日々保存義務がかかっているというものが大概の行政監督の昔ながらの事業法のたてつけになっているので、そこは必ずしも事後手続だから事前手続と関係がないというわけでは必ずしもないのです。

○高橋部会長 わかりました。どうやって受けるかは考えさせていただければと思います。それでは、お時間になりましたので、ここまでとさせていただきます。

関様、小木曾様、どうもお忙しいところをありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

(新経済連盟退室)

(全国商工会連合会入室)

○高橋部会長 続きまして、中小企業関係として、全国商工会連合会からお話を頂戴したいと思います。

全国連からは、乾専務にお越しいただくことになっております。お忙しいところ、どうもありがとうございます。

早速でございますが、資料1-3に沿いまして、御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○乾専務理事 全国商工会連合会の乾でございます。

本日は、お忙しい中、私どもの手続に関する要望を聞いていただく機会をいただきまして、まず冒頭、御礼を申し上げたいと思います。

私どもは、一昨年以来、こういう機会をいただいてお時間を頂戴して、小規模事業の立場から手続に関するいろいろなお願いを申し上げてきておりました。特に、この前の基本計画では、電子化、ワンスオンリー、さらには様式の統一といったところは、私ども小規模企業とは、特に関係が深うございまして、人員にも限りがございますし、中山間地域だけではないのですけれども、地方で事業を行っている者としましては、窓口との物理的な距離は大変大きな要因になるわけございまして、そういう観点からいろいろ申し上げておりました。

本日は資料を用意いたしましたので、資料1-3、2ページ目をまずはごらんいただきたいと思っております。早速でございますけれども、そういう観点で、これまで、基本計画、さらには基本計画の見直し、あるいは各省庁の実施段階ということで、一定程度、私どもの要望をお聞き届けいただきまして、先生方、取りまとめの内閣府の皆様、関係する各省庁の皆様にご理解をいただいたということでございまして、この場をお借りして改めて御礼を申し上げたいと思います。

その上で、この2ページでございます。これは、去年9月15日、やはりこの場で私どもの具体的な要望事項ということでお示しさせていただいたものと同じものがございます。ここになお書きでございますように、経営事項審査とか、行政への入札・契約に関する手

続などに関しまして、一定の行政機関間の情報連携により提出を不要とする方法が出ております。一部実現されておりますけれども、この中で、特に時間の関係で繰り返しいたしません、まだ実行段階、さらには制度の見直しレベルでありますけれども、これからというものがほとんどでございましたので、労働保険、税務、建設業といったものについて、是非さらなる突っ込んだ御検討をいただければということで、この表を提出させていただきました。

特に我々地域で仕事をしている小規模事業者につきましては、事業を行う上で、地方公共団体とのかかわりが大変多うございます。規模の関係でいろいろな許認可も実際に移管されているものが多くございますので、ここの最後にさらっと書いてありますけれども、地方公共団体への横展開に特に関心を強く持っておりますので、その点のさらなる御配慮をお願い申し上げたいと思います。

その上で、本日改めてお時間を頂戴いたしましたので、1ページ目にお戻りいただきたいと思っておりますけれども、少し個別分野に深く入っているところがございます、細かくなってしまうかもしれませんが、いずれも商工会が現場で会員企業あるいはそれ以外の企業への経営指導を行うに当たりまして、このような場面に当たるので、特に最近トピックになる3つの点について、私どもも多く悩んでいるところでもございますので、その点の御理解を賜りたいということで、本日は申し上げたいと思います。

1つ目は、労働に関する手続でございます。御案内の働き方改革の関連でございまして、国会で審議が進んでおりますので、これはいずれ近々成立し、中小企業関連では法律の施行をさらに1年、2年、時間を置いて準備段階の時間をいただけるという形になっておりますけれども、実際に長時間労働の規制がかかるのは御案内のとおりでございます。特に小規模企業の場合、私どもの調査では、かなりの企業がいわゆる労使の36協定がまだ十分に整備されていない。あるいは、就業規則、賃金規則という規則類に関しましても整備が遅れている。こういう企業が多くありまして、施行日までの間に、急ぎ内容を理解し整備して、届出、その他、申請を行わなければならないという必要性が出てまいります。そうでないと、今でも厳密に言えばそうかもしれませんが、新たな規制のもとでまさに違法状態を現出してしまうわけで、こういうことがあってはならない。法律の円滑な実施のためにも、この作業あるいは役所との申請手続が必要になってまいります。ところが、今のところ、全国1,700ぐらいの自治体に散らばっております商工会員企業のすぐ近くに、労働基準監督署、受付窓口が存在していないのが現状でございまして、これをスムーズに、相談も含めて、作業を進展し、手続を行うためには、窓口を大いに増やしていただく必要があるということが一つはございます。例えば、ここにございますように、ハローワークなどの労働関係、労働行政のいろいろな機能を持っている窓口にも、この受付の機能を持たせて、横断的に幅広くこの窓口の設定をお願いしたいということがこの1番目でございます。この働き方改革のことを例に挙げて、喫緊の課題の一つとして申し上げましたけれども、こういった労働雇用関係のいろいろな手続に関して、幅広く横断的な窓口の確保を

是非お願い申し上げたいということが1つ目でございます。

時間もありませんので先を急がせていただきますけれども、2つ目の課題が、これも御案内のように、事業承継でございます。この十数年余りで、全国で中小・小規模企業100万社近くの企業が廃業している。それは、まさに倒産あるいは破産もございまして、最近特に目立っておりますのが黒字でありながら後継者不足により休業するという非常に残念なケースもあるわけございまして、中小企業庁の試算によりますと、これから10年ぐらいの間に、今のまま放置しておけば、650万人の雇用、約22兆円のGDPがそれぞれ失われるというかなりショッキングな見通しもなされてございまして、昨年来、当局で税制関係あるいは補助金その他で措置がなされました。我々としては、補助金、国の支援措置については大変評価をいたしておるわけでありまして、恩恵を受けるのは法人企業が主でございます。本日申し上げたいことは、この事業承継のもう一つの事業体という個人事業主の場合には、今のところ、支援措置が後回しになってございまして、いろいろ生活場面との仕分けが難しい等々、技術的な問題があつて後送りになっているわけございまして、商工会の会員の半分ぐらいは個人事業主なので、典型的なものは商店街の生鮮食料品とか、酒屋さんとか、そういうお店を想像いただければ、これは商工会地区だけに限った状況ではないことは御理解いただけると思ひますけれども、こういうところがどんどん後継ぎがないということで廃業していくことの問題点は、改めて申すまでもないと思ひます。

そこで、この手続の観点は個人事業主への支援措置が先送りになっているのに手続だけというのはやや先走っているかもしれませんけれども、いい機会でございますので、資料1-4の別紙をざっとごらんいただきたいと思ひます。これもまた時間の関係がありますので、詳細は割愛させていただきますけれども、特にここにある、左側の個人事業主に対する許認可手続のことを申し上げたいと思ひます。商店街、都市部でもそうですけれども、商工会地域で多く見られる業態は、酒屋、あるいは、2番目のクリーニング、建設業、さらには食品関係、飲食店、加工業、裏面でございますけれども、旅館業、理美容、そういう業種・業態が多くございまして、これらが個人事業主の場合には、普通、法人であれば、それが一定の個人にかかわらない、属性にかかわらないということが評価されるのか、一定の事業承継が済めば許認可のとり直しという場面がないようございまして、かつ、相続が行われた場合には比較的手続が緩和されているようですが、特に生前に年をとって動けなくなったということでよく商工会に事業承継の相談を持ち込まれます。その場合、属人的な内容、要素で許認可が進められている場合が建設業以外は多いようございまして、生前に後継者がいて、すぐに現経営者が承継をしたいと思ひましても、1度廃業届を出し、改めてゼロから新規での手続を行うというのが現状でございます。あるいは、建設業の場合にはさらにこの相続というものがそもそもありませんので、後継者が居たとしても、死亡による相続が始まっても、新たに許可を取り直すというのが建設業の規制の中身のようございまして、こういったものを、個人事業主の件についても、地域経済で重要な役割

を果たしている個人事業主の承継に対する支障となっているものについても、是非見直しをお願い申し上げたいということでございます。繰り返しですけれども、これは手続というよりは、規制の問題かもしれませんので、この場ではすぐわないかもしれませんが、いい機会ですので、是非御理解をと思ひまして、申し上げました。

もう一つ、3番目でございます。先ほど新経連の方もおっしゃったかもしれませんが、創業・起業に関するものでございます。税務や労務関係、人を雇ったりという場合がありますけれども、税務に関する手続あるいは労務に関する手続に関しまして、起業段階では1人ないし少人数で全て事業を始めておりますから、負担感が大変重い作業となっております。例えば、具体例としまして税務でございますけれども、開業・創業に関する書類に関しましては、御案内のように、開業届、青色申告の場合には青色申告申請届、給与支払事務所に係る開設届と、複数がございます。1つの事業体ですから、ある意味、当然であります。それぞれ別々の様式でございます。法務省関連だと思ひます。でも、別々の様式で求められておまして、個別に提出することが必要となってまいります。さりながら、例えば、事業者の定性情報は共通しているものが多くございますので、そういった点は同じ内容でのものをそれぞれの窓口でも採用してもらえないだろうかということが、率直に、負担感の重いものを少しでも軽くするという点で事業者が望むところかと存じます。大変ハードルが高いのですが、税務のみならず、労務に関しましても、創業の行政手続ができるだけワンスオンリー、また、様式の統一化もお願い申し上げます。

以上、非常に割愛して内容が雑駁ではございますけれども、これからの基本計画の内容の実行とともに、現在、中小・小規模企業が直面している大きな3つの課題につきまして、是非また先生方の御理解と具体的な手続の緩和についての方向性を出していただければ、大変幸いでございます。雑駁でございますけれども、私からは以上でございます。ありがとうございました。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 ありがとうございます。

重点要望事項の1、労働に関する手続について、確認をさせていただきたいと思ひます。現状は、36協定あるいは就業規則の届出は、労働基準監督署に出向いて届出をすることになっているのでしょうか。例えば、郵送とか、電子化とか、そういう形での届出が今はできないので、出向いて行ふ必要があると。したがって、受け付ける窓口が多くなれば便利だということでしょうか。

○乾専務理事 ありがとうございます。

現時点で一部電子化といひますか、そういうものを導入しようという方向は聞いておりますけれども、大部分は出向いて書類で提出するというのが現実の姿でございます。36協

定は、規則もそうですけれども、一度決めればよい訳でございますので、余り問題意識を持ってこなかったのではないかと思います。また、家族経営をやっているような小規模企業では余り必要性がなかったために、書類の手續の煩雑さが認識されなかったことが大きな原因ではないかと我々は認識しております。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

村上専門委員、どうぞ。

○村上専門委員 どうも御説明をありがとうございます。

資料1-4の別紙を見て、私も勉強不足だったのですけれども、事業承継について、相続でない場合は、いったん廃業して新規で会社を設立しなければならないというのは、大きな課題だと思います。恐らくこれは一例で、似たような課題はほかにもたくさんあるのだらうと思います。関連府省に理由を聞いて、改善方策を考えないといけないと思います。中小規模の事業者の事業承継は、今後どんどん大きな問題になると思います。高橋部会長と事務局に、どのように検討できるか御相談させていただければと思います。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

その関連で、事業承継についてお聞かせいただければと思いますが、これは問題意識とすると、例えば、家族間で息子さんとか、もしくは甥っ子さんとか、そういう形の承継の例でしょうか。それとも、全く全然関係ない方に承継してしまう場合も想定されているのでしょうか。そこはいかがでしょうか。

○乾専務理事 ありがとうございます。

事業承継の必要性は、家族、親族でなかなか後継ぎがないので、第三者承継、従業員の中で、次善の策で、それもできない場合には、全くのフリーなマーケットで後継者を探すという意識が出てきておりますけれども、関連する手續は親族であろうが、第三者であろうが、その扱いは変わらないというのが大原則でございます。

一方で変な話ですが、親族承継の場合、亡くならないと承継の過剰な手續を強いられるということで、悩みを商工会に持ち込まれる方もいらっしゃると思います。亡くなるまで待っているというのも変な話でございますけれども、これが実態でございます。

○高橋部会長 なぜ相続だけこんなに軽減されているのでしょうか。それは、相続の場合は実質上一体だからということなのではないでしょうか。許可人と相続を受けている人間、新事業主との間がほぼ一体的で、属人的なものもほぼ同一の人格だと見ることができるという形で軽減されているということでしょうか。

○乾専務理事 それはまさに部会長の御指摘のとおりだと思います。ずっと家族と一緒に仕事をしてきて、長い間の実績があるとか、まさに親子のきずながあるとかということを大前提として資格あるいは能力をチェックすることになりましようから、親族やそういうものと第三者を分けて見ることは、許認可の運用上、適当であろうと判断されたのではない

いかと聞いておりますけれども、これにはいろいろ程度問題があって、若いころに東京に出てきて、親の生業とは全然関係なかった人は本当に一体化しているのかどうかというのは、もちろんその中身において必ずしもそういう評価はできないケースも多かろうと思いますので、実態が離れているのではないかと思います。その昔、世の中の形が違っていた時代にできた規制ではないかと思いますけれども、そこら辺は単なる想像の域を出ません。申しわけありません。

○高橋部会長 わかりました。少し勉強させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。何か御指摘があればと思います。

どうぞ。

○安念部会長代理 相続でも生前の承継でもいいですけれども、それ自体の面倒を避けようと思ったら法人成りをしてしまえばいいわけですね。ところが、今、全く純粹に個人でやっている人が、そのときに備えて法人成りをする、法人成りに伴ういろいろな手続とかコストがまたそのときにかかってしまうということになるのでしょうか。

○乾専務理事 全くおっしゃるとおりでございます。事業承継を考える場合に、これはまた中小企業庁の統計でございますが、経営者の平均年齢が67とか68とかと言われております。これから年々これは上がっていくわけで、そういう人たちが承継を意識するのは70を超えている。その前に、個人事業主をやってきて何ら不便がなかった方が、いきなり承継の問題が出てきたから法人成りをやっているというように考える。でも、その必要性を感じるのは承継を意識したところでございます。先生がおっしゃいますように、本当にその手続までやるのかねというのを求められて、手続が面倒といいますか、かなり軽減されているとはいいながら、法人成りのもろもろのコスト、面倒さ、手間を考えて、先送りをして、結局、事業承継を先送りすることにもつながるといふ悪循環が指摘されております。

○安念部会長代理 どうもありがとうございました。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

意見3についても、先ほどの川田専門委員のお話と一緒になのですが、これは電子申請になるとかなり解消する問題のようにも思うのです。そこは電子申請よりは実際の窓口のワンストップ化というほうが喫緊の課題であるとお考えなのか。そこをお聞かせください。

○乾専務理事 ありがとうございます。

もちろん経営者やこれから起業しようという人の意識にもよりますし、あるいはリテラシーにもよると思いますけれども、電子化とともに両方あったほうがありがたいということが本音でございます。いろいろな共通のところは統一様式でやっていただいて、窓口は一つでも少ないほうがいいということは既に共通しているわけでございますけれども、電子化によって軽減されることは御指摘のとおりだと思います。できますれば、統一するか、ワンストップで全部が入ってくればというのは少し厚かましいのですが。

○安念部会長代理 厚かましくはないですよ。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

村上専門委員。

○村上専門委員 電子行政の話の中で、中小企業はIT化が遅れているから行政側だけ対応しても効果が出ないという理由が出てくることが多いのですけれども、さすがに最近では紙とそろばんで帳簿をつけているところはどんどん減っていると思いますし、今、パソコンあるいは最近ではクラウド型の労務管理サービスとか、財務会計を使っている中小企業も増えていると思うのですが、そのあたり、実感として、中小企業におけるIT化はどのぐらい進んでいて、行政がITを前提にした場合はどのぐらい対応できるのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○乾専務理事 ありがとうございます。

いわゆるIT化が進んで、生産性の向上を図るといふ政府の方針に基づいて、どんどん施策が実施、進められておりますけれども、その結果どうなったかという数字を手元に持ち合わせておりませんので、数字で御説明はできませんけれども、一つの参考の情報として、昨年の補正予算で、中小企業の実産性向上のために、IT導入補助金なる制度が、それまで100億円の枠だったものが500億、5倍になったのですね。IT導入補助金の中身は何かというと、バックオフィス、つまり、パソコンなのです。パソコンとか、さらにもうちょっとあれば、消費税のいろいろな手続、軽減税率の対応のためにポストレジを入れるとか、いまだもってそういう状況でございます。

そういうことから想像しますと、まだまだ時間をかけてやっていかないといけない。パソコンを使いこなせないというような人の数が多い中で、電子化をするからといって、大幅に全部が全部、もしくは全部近くが救われるぞとは、軽々しくといたしますか、安心できないというのが実感でございます。ただ、具体的な数字がなくて申しわけありません。

○村上専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

入札関係の御要望がその他で非常に多かったので、この点については国交省でも入札については20%削減を目標に掲げてやられております。是非この具体的な要望については国交省にも御紹介したいと思っておりますし、地方の入札についても、今、事務局ではほかの班が担当しておりますが、なるべく書式とかを統一しようという話をしていますので、今年度、重点課題として地方についても取り組んでいきたいと思っております。その際には是非御支援のほどよろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。

時間が参りましたので、ここまでとさせていただきますと思います。

乾様、お忙しいところ、大変ありがとうございました。

(全国商工会連合会退室)

(内閣官房日本再生総合事務局入室)

○高橋部会長 それでは、引き続きまして、行政手続の簡素化に関連する取組として、内

閣官房日本経済再生総合事務局の取組について、お話を頂戴したいと思います。

本日は、再生事務局より川村参事官にお越しいただいておりまして、法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会の取りまとめ等について御説明を頂戴したいと思います。

どうもお忙しいところをありがとうございます。よろしく申し上げます。

○川村参事官 本日は、お時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。再生事務局の参事官の川村でございます。

私から、法人設立手続と裁判手続IT化について御説明をさせていただきます。お手元、「法人設立：我が国における株式会社の設立手続 現状と課題」という資料をご覧ください。我が国の手続では面前や書面が残っておりまして、手続の数も多く日数もかかっています。左側の赤地白抜き文字がオンラインでできていないところがございます。ここをデジタル化して改善していこうということを基本コンセプトとして議論を進めてまいりました。右側でございますように、定款認証は公証人役場に出向いて、代表者印鑑登録は紙で必ず提出、登記に時間がかかる、オンライン手続なのだけれども省庁ごと縦割りであればらに手続しないといけないということ、それと、行政に何度でも登記事項証明書を紙で提出しないといけない。これは、実態上は、つくるときに何枚か証明書をたくさんもらっておいてまとめてできるようにしておくとか、そういうことが実務で行われているということでございます。

これをどう変えていくのかということが、その次のページ以降でございますけれども、まず、ワンストップサービスを実現しようというところがございます。マイナポータルを活用いたしまして、公的個人認証、マイナンバーカードを使って一括できるようにしようというところがございます。まず、2019年度中に会社ができたあとの手続のワンストップサービスを開始する。次に、2020年度に定款認証・設立登記も含めてワンストップサービスを開始する。こういう中で、何度も手続設立後に出していた登記事項証明書の添付を廃止するというのを合わせ技で実現いたします。

次に、時間がかかっていた法人設立登記の24時間以内処理を行います。これは、後ほどの議論とも関係するかと思いますけれども、法人設立登記について、優先処理を行って、原則3日を既に開始しているということです。さらに手続の電子化をすることによって、2019年度中に24時間以内に3日から24時間を実現する。7・3・1という段階で短縮をしていくものでございます。

その次のページ、株式会社設立時の定款認証手続の合理化ということで、これまでオンライン申請されたものも本人または代理人が公証役場まで出頭しなければいけないという手続でございました。これは村上専門委員にも法人設立オンライン・ワンストップ化検討会に御参加いただきまして相当議論をさせていただきましたが、最後、政府としての結末といたしましては、テレビ電話での対応で合理化をするという運びになっております。加えて、この設立と定款認証は、これまでは定款認証を受けてから全ての書類がそろって設立登記手続をするということでしたが、これを同時に申請しようということ

を認める形に変更いたしました。合わせて24時間以内というところで、同時申請をしたものについては設立登記を24時間以内で実現するものでございます。加えまして、印鑑届出の任意化でございまして、これまでは紙の印鑑を別途送らなければいけなかったものを、商業登記電子証明書の申請をすれば印鑑届出をしなくてもいいという任意化をするというところでございます。

最後に、裁判手続のIT化でございまして、全面的なIT化を実現するというところで、まずはウェブ会議とか、そういうところで本人出頭がないような取組をしつつ、オンラインでの申立て、訴訟提起もできるようにしようというところで、法改正に向けて、来年度、法務省から法制審に諮問をするということで、具体的なアクションを開始していくところでございます。

本件に関して、各種報道や国会でのご議論がなされています。

加えまして、公証人の関係では、少し参議院で去年の民法改正のときに御議論があったようでございます。

お付けしています資料2-1と2-2が、法人設立と裁判のIT化の検討会のところでございまして、法人設立の場合はいろいろと御意見をいただいたことを必ずしも全てが実現できているわけではないのですが、それを受けとめてどのようにするのかということが2-3になってございます。

2-3が、成長戦略、未来投資戦略2018（素案）の案文でございまして、こちらで書いているものが、閣議決定に向けて、今、与党プロセスの調整をしているものでございます。

「②法人向けワンストップサービスの実現」というところで、先ほど簡単に御説明申し上げた中身が大体書いているところでございまして、1つポイントは柱書きのところでございます。今、申し上げたような取組を行った上で、定期的に取り組状況を検証し、平成33年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずるというところでございまして、今、言ったような取組がどこまでできるか、それで足りているのか、足りていないのかということ再度検証いただいて、見直してどうするかということを書いているところでございます。

その裏のページが「①裁判手続等のIT化の推進」で記載しているところでございまして、こちらは三権分立のところがございます。行政府が書けることに限界があるというところでございますので、司法府による自律的な判断を尊重しつつ、行政府からこういうことを閣議決定するという案になってございます。こちらは民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化を目指すということで、段階的に次の取組を行うということで、まずは現行法制下でできることをやろうということで、ウェブ会議等を積極的に活用して、争点整理をテレビ会議でやるようなものの運用を開始して、利便性向上とともに中身の充実を図っていく。次に、民事訴訟法の改正が必要になってまいります。関係者の出頭を要しない口頭弁論期日、法廷を実現するというところで、これを平成34年から新しい制度を行うということを目指して、来年度から法制審に諮問をしていくということで準備をする。司法府には、これを実現するための準備をしてほしいし、行政府もちゃんと必要なことをやりなさいとい

うことになっているところでございます。さらに、オンラインでの申立ても実現するのだということで、これに向けた法制度整備に向けて取り組む。ただ、これは法制度整備だけでは実現できませんので、システムも要りますので、そういうものを司法府で環境整備が必要ということが書いてあるところでございます。

先ほど、法務省というところで、これは裁判手続のIT化のところについては、3月30日に検討会の取りまとめがあったところでございます。法務大臣の記者会見の中でもそれを受けた質問があるところございました。

次に、憲法の日で最高裁長官も記者会見をされているというところで、記者の方から裁判手続のIT化について質問があったものですから、司法府の自律的判断を尊重と書いてあるのだけれども、どう考えるのですかという質問がありました。

IT化の全面実現に向けた環境整備を進めていくとあるのですが、どうお考えですかというところで、そこについて、最高裁長官からも、取りまとめを踏まえて、関係機関と十分に連携しながら適正かつ妥当な、迅速な裁判の実現を図る上で真に望ましいIT化の実現に向けて、検討を進めていかなければいけないという責任があるというところがあって、さらにIT化について、スピード感を持ってやれと言われているので、要請に応じられるように準備あるいは検討をしないといけないということを、司法府のトップが御答弁されているというところがございます。

最後に、記者から全面IT化と言っているのだけれどもどうですかという質問がございまして、取りまとめの線でということと理解しているというお答えがあったところでございますので、御懸念は、行政府が決めて司法府はちゃんと受けとめるのかということは、ちゃんと受けとめるということが司法府のトップから御回答されているという現状にあります。

さらにこういったことを立法院でも御議論いただいているというのは、5月9日の衆議院法務委員会の御議論とか、5月15日の参議院の法務委員会で御議論いただいております、法務省としてもしっかり取り組んでいくと公式見解が示されています。

私の説明は、まずは以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員 御説明ありがとうございました。

裁判手続のIT化について、少し意見を申し上げたいと思います。

御尽力いただきましたおかげで、大変議論が進んだこと、感謝を申し上げたいと思います。また、法務省が従前よりも前向きに取り組んでくださっており、最高裁長官もそのような御意見をくださっているということで、大変期待しております。ただ、3月30日の取りまとめは、結構なのですけれども、20ページから21ページにかけての「利用者目線から

望まれる裁判IT化のプロセスのイメージ」で、e提出とe事件管理がフェーズ3の一番後になっていて、e法廷をフェーズ1・フェーズ2でやっていくという順番については異議がございません。

弁護士知財ネットという全国の知財をやっている弁護士のネットワークでも意見交換をしたり、日弁連の知財センターでも意見交換をしておりますが、この報告書で提案しておられる3つのeは相互には無関係のはずでございます。既にこういった点が進んでいる米国、シンガポール、韓国でも、まず、eファイリング、e提出から始めているということ、その際には、どの国も初めから一本化するということではなくて、e提出ができるという形でやっております。我が国でも、民事訴訟規則3条で現在はファクシミリ提出をすることができる。ファクシミリ提出をしたときには、それをもって裁判所は提出と認めるという条文がありますので、同様に、eファイリングできる規定を民事訴訟規則に追加していただければいいのではないかと、みんなで意見交換しているところでございます。また、各国におけるこの裁判手続の電子化におきましては、例えば、韓国などでは、2010年から始めて全面的に広まっているわけですが、そこでは決してe法廷のようなことを議論しておらず、電子的な提出、手数料納付、送達、閲覧、弁論というものを記録を法廷スクリーンに映して、一緒に見ながら弁論をする。それから、電子的な事件記録の移管です。事件記録の電子文書化というものを対象にしていますので、すぐできる、ユーザー目線からいけばやるべきことの順番がなぜ逆なのだろうかということが異議の1点目でございます。

2点目なのですが、3月の報告書というのは、裁判所のシステム改訂に時間と予算がかかるという先入観でe提出を後回しにされているようですが、「利用者目線」と書かれているのですが、どうも裁判所だけでできるはずの記録の電子管理まで後回しにされていることから、システム関係業者の方のお話のままに、この話がどうも裁判所目線で進んでいないかという危惧を持っております。

3番目なのですが、これを実現する上では、電子書面については数々の問題がこれまでも出ていますので、電子書面を要求するような形では進めないでいただきたいと思っております。

最後に、こういったことを進めるに当たっては、韓国でも最初はこれから始めたのですが、知財高裁で行っております審決取消訴訟、特に査定系と言われる事件は相手方が特許庁ですから、当事者側が望んだとき、行政である特許庁はノーと言えない事件でございますので、まずは知財高裁の審決取消訴訟からeファイリング、ペーパーレスの実証実験を開始すべきではないか。こういった意見を、知財事件を扱っている弁護士の中ではメーリングリストの中で熱く交換しているところでございます。

是非とも、進めるに当たってこのフェーズ1、2、3の順番を逆にして、さっさと実証実験から進めていただけないかと申し上げたいと思います。

○高橋部会長 何かコメントはございますでしょうか。

○川村参事官 ここはすごく議論があるところでございまして、法律上は既にオンラインでの申立てはできます。できる規定は既に法律上はございまして、法的にはできるのですが、現行法は、その後、受け取ったら紙で印刷して管理すると法定されています。ですので、オンライン申立てをすることは、現行法上、システムさえつくればできるのですけれども、その後、紙で裁判所側が管理をするという規定まで法律改正をしないと、100%デジタルの成果は出ないというところをございまして、それを漸進的にやるのか、一気にそこまでコミットをしてやるのかというチョイスの中で、そこは一気にやる判断ではないかということで、まず、簡単にファイリングができるのではなくて、徹底的にできる道を目指して掲げて、そこに組み入もうということでございまして、こういう順番になっているところでございます。

また、知財高裁なのか、どうするのかは、議論がございまして。特定庁というか、特定分野から始めるのがよいのか、一般的に始めるのがよいのかというところで、これは制度全体、民事訴訟全体をターゲットにして特定の知財特有のものをつくってはならないと。そういうところから運用、施行開始をするのは選択肢としてありうるが、全て一般則として適用できるような制度設計にしていくべきだと。前回オンラインで申立て等のできる規定をしたときには、御指摘のあったような電子署名の要求が激しくて、札幌で試験をやったもののほとんど使われずに終わったということがございまして、今回はそういう形にならないように、どこか適切などころで、そんなに小さ過ぎず、それなりの規模のところで行ってほしいというところを、そういう意味では、まずやれることからということではなく、野心的に、この際、一気にやっ飛ばさうというものが検討会の議論の中であったところでございます。

御指摘いただいていますように、電子署名のところは、途中のところにも出てまいりませけれども、多重認証とか適切な認証のやり方もありますので、それはこれから何がよいのかを検討していきましょう。これは、結局は法廷には本人が出頭しないといけないからという議論もございまして、そこはいろいろなやり方がそれぞれあるかと。ただし、重要なポイントとして、セキュリティーと利便性はトレードオフの関係がどうしても出てまいりますので、そこについてはバランス、リスクを考えながら、どこまで求めていくかというのは検討していきましょうという形では方向性は出させていただいています、ともすれば、セキュリティーに寄りがちで使い勝手が悪い制度にしないような方向性をここでは出させていただいているところでございます。

○高橋部会長 どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。川村参事官は御理解の上だということは重々承知しているのですけれども、ただ、理想的には全体からなのですが、議論をしても、先ほど新経連の方がおっしゃっていましたが、議論している場というのは実行には結びつかないのです。何とか会議をやっても。まずは実証実験を早急に始めて、その中でどういうシステムが必要かということも出てくると思いますし、世界中に既に開発済みの裁判所システムはたくさんありますので、そういったものを利用すれば足りるのではな

いかと。また、現在の紙は果たしてセキュリティーがいいのかどうか。我々の知財分野では、紙も出し、写しのコピー5部も出し、さらにメールで全てのデータも提出しています。それでは、このメールは安全なのかと。でも、今、実際にやっています。だから、現在のセキュリティーレベルよりも格段に高いようなものを高望みしていることで時間をとられないように、是非お願いしたいと思います。

○川村参事官 御指摘の点は、常に電子化の中で起きてくる議論だと承知しては、特にこれからはつくりながら考えることが求められるとは思っておりますが、今まで紙でよく熟慮に熟慮を重ねた上で物事をつくっていく文化の制度でございますので、サンドボックスとかと言いながらやっていく話とは全く違う、しかも根幹にかかわる制度だということでございますので、そこをどうするのかというのはよく議論をした上で進めていく必要があるかとは思っております。

ただ、御指摘いただいた問題意識は全くそのとおりでございまして、そこについては、まさにこれから法務省で実務面、法理論面、両方の検討見地から検討を進めていく。それで、その法制審に向けて準備をしていくというお話でございますので、そういう中に、今、言ったような御議論は、しっかりインプットをしていただくことが大事かと思っております。日弁連さんでもこういうところをよく御議論いただいて準備をされているというお話でございますので、特にIT化に親しみがあるといいますか、特許出願から既に相当IT化が進んでいる分野に携わっている方々から、より前向きな最新のやり方みたいなものをインプットをしていただいて、より前に進むような形にさせていただくと、大変ありがたいかなと思っております。

○林委員 ありがとうございます。刑事事件もありますし、司法アクセスという点では、紙でしか出せない方のための道は司法の部分では残さざるを得ないと考えています。ですので、原則は電子になるとしても、紙でしか出せない方の道は必ず確保する必要はある。これは弁護士であれば多分そういう意見になると思うので、そこは全体を一気にという意見とともに、そういうニーズもあるということをお理解いただければと思います。

○川村参事官 その点で、本人訴訟の問題をどうするかという話はずっと議論をしておりましたが、紙でダブルトラックは認めないと。受け取ったところで、どう電子化していくか。そのサポートをしっかりしていきましょうという形で方向性としては出しまして、紙との併存はしない。特許のほうも、出願は最終的には電子です。ただし、最後、特許の場合は電子化するのに追加の料金をもって受け取って電子化をするというやり方をして、それを司法の場合はやりにくいであろうというのはございますけれども、うまくどういう支援のやり方をするのかということで、この分野だけは、なぜかと言うと怒られますけれども、100%デジタルを相当意識して、そのかわり、デジタルができない人についてはどういう手を差し伸べるかという方策で考えていくという方向性で、ただ、具体的にどのようなやり方がいいのかというのは、よくよく議論しないといけないだろうというところで、そういう形になっているところでございます。

○林委員 特許のほうも、紙で出した方についてはPDFにしてサポートをするというのは、これは電子化が義務ではないです。紙で出すこともできて、それを電子化しているだけだと思います。

○川村参事官 特許の場合は、最後、受け付けるのは全部電子でしか受け付けられないようになっていると聞いています。

○林委員 システムはですね。

○川村参事官 システムはです。義務かどうかというのは、別の方策があるのだけれども、そこは追加料金で電子化をして出すという形で、紙も出せるのだけれども、到達するところ、受領は電子という形になっている。そういう感じでございます。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。いろいろな意見を吸い上げてやっていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○村上専門委員 質問というか、コメントです。

法人設立ワンストップについては、川村さんをはじめ、事務局の皆さんに精力的に検討・調整していただいたと思います。1つだけ、公証人のところがテレビ電話という非常に不本意な形で残ってしまったのは極めて残念で、委員全員が公証人の役割を理解できないといったことが報告書にも書かれるという極めて異質な報告書になりました。

新聞や雑誌でも問題提起されていますが、必要性が認められない制度を慣習的に残すということは、今後はどんどんやめていくよう、引き続き議論できればと思っています。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

このワンストップのマイナポータル利用率みたいなもののターゲットはお考えになっていないのでしょうか。マイナポータルについて。

○川村参事官 現時点で、その利用率の目標は設定していない状況でございます。

○高橋部会長 今後は何か設定するような御予定はないのでしょうか。税などは、真のデジタル化という観点で言うと、将来的には義務化するという方向で大企業等は進んでいるのですが、その辺の普及の目標みたいなものを掲げられる予定はないのかということをお聞きします。

○川村参事官 そういう意味では、現時点といいますか、とにかく電子化をしてワンストップにするという出口を見据えてやってきたものですから、そこに具体的にどこら辺の目標を設定するのか、何が妥当なのかという精査ができていなかったというのが、現時点の率直な状況でございます。

それでは、それをどのように目標を設定していくか。必要性があるかどうかということ

も含めて議論なのだろうと思いますけれども、いずれにせよ、一体どれぐらい進んでいるのかというのは、取組状況、平成33年度の検証と見直しの中で、どういう取組をしていくかということを決めていくということだろうと思います。途中段階で目標を設定するかしないかということについては、現時点でオープンな状態ではございます。

○高橋部会長 これから法務省に来ていただいて法人設立のオンライン化目標みたいなものを議論します。ある意味では、そういうものを引き上げるという点では、全体としての目標みたいなものを掲げていただくほうがデジタル化は進むのかなと思うのですけれども、その辺は、作業的に言うと、3年後の見直しは何年でしたか。

○川村参事官 3年後の見直しが33年です。

○高橋部会長 それまではこの検討会はどうなるのですか。

○川村参事官 検討会は一旦取りまとめでおしまいということなのですから、その後、どういう形で検証していくのかということについては、いろいろなやり方があると思っていますので、そこについては、現時点で何か特定の場所であることを想定しているわけではございません。

○高橋部会長 できれば、我々のほうとも連動してデジタル化を進めるような取組をしていただければありがたいと思います。その辺は、またよく御検討いただければと思います。

○川村参事官 そういう意味では、こちらの場なりで検証していただくオプションがないわけではないと思いますし、未来投資会議の下にある構造改革徹底推進会合、川田専門委員にも御出席いただいたことがございますけれども、そういう場でヒアリングをしていくやり方もあるでしょうし、どこがどう受け取ってフォローアップをしていくかというのは、よく検討していけばよいのではないかと考えております。

○高橋部会長 3年後の見直しというのは、どこでやるのですか。未来投資でやるということですか。

○川村参事官 そこもどこでやるとも書いていませんので、政府として見直しをするということだけは決まっています、政府のどの場で見直しをするということについては、現時点で具体的なところを決めているわけではございません。

○高橋部会長 わかりました。

ほかはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

どうもお忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。川村参事官、お忙しい中、ありがとうございます。この後、商業登記等について法務省からヒアリングを行いますので、お席を移動していただきまして、引き続き御同席をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(法務省入室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

重点分野「商業登記等」につきましては、先ほど再生事務局からお話しした「法人設立

登記」以外の商業登記を中心に、本年2月及び3月の第2検討チームにおいて議論を積み重ねてまいりました。その上で、「商業登記等」の基本計画については、法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会の取りまとめにのっとり改定することとしておりました。

本日は、これまでの検討会での議論や本検討会の取りまとめを踏まえた基本計画の改定版への反映状況について、法務省から御説明を頂戴したいと思います。

委員・専門委員の皆様におかれましては、法務省の御説明を聴取していただきまして、それを受けて御質問等をお願いしたいと思います。

それでは、法務省から、資料3-1につきまして、御説明を頂戴したいと思います。時間の関係で、申しわけございませんが、15分以内ということをお願いいたします。本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

○筒井審議官 ありがとうございます。一言、御挨拶を申し上げます。

商業登記等を対象とする本部会におけるヒアリングが3月29日に引き続いてのものになります。この間、法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会におきまして「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」が取りまとめられ、商業登記等に関する行政手続コスト削減のための基本計画を改定しております。

法務省といたしましても、委員の皆様から頂戴する御意見を踏まえつつ、商業登記等に関する行政手続コスト削減に取り組むとともに、世界最高水準の起業環境を目指して努力をしております。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

○村松課長 民事局商事課長の村松と申します。よろしくお申し上げます。

それでは、私から、基本計画の改定の内容について御説明を差し上げたいと思います。

まず、基本計画ですけれども、資料3-2となっているかと思っております。そちらをごらんいただきたいと思っております。見え消しになってございますが、修正部分については、まず、2ページ目に大きな修正がございます。「1 手続のオンライン化の徹底」という項目に関してでございます。先ほど恐らく御説明があったと思っておりますが、そのワンストップ化検討会での検討成果を踏まえて、ここの内容を整理したところになります。冒頭に申し上げておきますと、ワンストップ化検討会は基本的に法人の設立に主眼を置いて、かつ、オンラインでどこまでできるかということを検討していただいていたのですけれども、基本計画全体としましては、法人に限らず、また、オンライン以外にもあることを前提にしておりますので、そういったところにどういう波及があるのかということも当然あるというところでございます。

まず、この資料の2ページ、一番下の部分に「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」が取りまとめられたということで、関係する項目としては、Ⅲ. 法人設立における印鑑届出を任意とする制度の実現、Ⅳ. オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化といった項目になります。その中でも、特に4つ、そこでは掲げてございます。1つ目が印鑑

届出を任意とする制度の実現になってございます。これは、印鑑届出を設立のときにしなくて済むことがフルオンラインでの法人の設立登記申請を実現するために不可欠な要素になってございますので、それを実現するということが検討会の報告書9ページには記載がございまして、ただ、これを実現するためには、まずもって法律の改正から必要になってございまして、さらにそれを踏まえてシステムを改修していかないと実現できないということになってございますので、実現時期が先になってございまして、2020年度中に実現することを目指して努力を重ねていくことになってございます。この部分は、フルオンラインでの設立登記を実現するための施策ということですので、効果の範囲は基本的にはそこに限定される施策かと思っております。

2つ目ですけれども、商業登記電子証明書の使い勝手の改善も盛り込まれてございます。検討会の報告書でいいますと10ページにございます。これは、そこにも記載していただいておりますけれども、(2)の7行目あたりになります。商業登記電子証明書は高い信頼性を有するものと言っていただきましたけれども、しかし、内容的には費用対効果を向上させなければいけないという御指摘がございまして、大きく2つ課題が指摘されてございまして、1つは手数料の見直しの検討、安くするという、この部会でも御指摘をいただいているところですので、これに取り組むというのが1つ。それから、事務処理の簡素化になりますけれども、登記官の電子証明書の更新頻度が頻繁だということで、申請者の方に少し手間暇をかけさせている状況でございまして、こういったことを改善する検討をすることになってございます。また、これは検討会の取りまとめそのもの話ですけれども、それ以外にも、先般こちらの部会でも御指摘がございましたけれども、電子証明書の失効の場合の再発行といった問題が従来から指摘されております。失効してしまったのだけれどもまだ残存の証明期間が残っているというものについて、もう一度出してあげられないのかといったところも、さらにほかの課題ということで指摘されておりますので、そういったことも含めてこの改善に取り組んでいく趣旨で記載がされてございます。

次に3点目ですけれども、補正事件の未然防止が2ページ目の一番下から3行目の部分に出てまいります。後記の4でもより細かく書いてございまして、この補正事件の未然防止も重要だということでございまして。検討会報告書を見ていただきますと、13ページのあたりにこの補正事件の未然防止が出てまいります。検討会では、ここの部分は直接的には登記所における作業時間の短縮、したがって、登記処理期間を短くできないか、24時間処理の実現といった観点から記載していただいているところですが、当然ながら、補正事件を未然に防ぐという取組ができれば、申請者側の事業者の作業時間短縮につながってまいりますので、全般的な意味では、行政コストの削減にそういう意味ではリンクしてくることになるかと思っております。その中では2つ書いてございまして、申請書情報の作成の支援機能を充実させていく、それから、添付書面情報の事前の確認をちゃんとして、漏れているということに気づいていただくということが必要になるだろうと考えてございまして、こちらについては2019年度中に稼働させたいということで、努力してまい

りたいと考えている部分でございます。

あと、この関連と申し上げてよろしいかと思えますけれども、検討会の取りまとめには記載されておきませんが、特に設立登記に関しましては、先ほど恐らく説明があったかと思えますけれども、定款の認証手続と法人の設立登記手続をリンクさせる方向でいろいろ考えましようという話が出ておきまして、定款と登記の申請を同時に申請できるような形にして、それから24時間で処理をしていきたい。こういうことも将来的な課題として考えておきますけれども、そうしますと、定款の部分と商業登記の部分が連結してくることになりますので、当然ながらそういったことも利用者の行政手続コストの削減につながるはずだと理解しております。その部分はまだ書いてはおりませんけれども、そういったこともここでは入ってくることになるかと思えます。

最後ですけれども、デジタル前提の業務の抜本的な見直しにも取り組むということで記載がされておきます。これは検討会ですと、13ページのあたりにございます。限られた人的資源を有効活用するため、業務全体の徹底的な電子化を図るのだということでございます。これは従前から御説明しておりますけれども、2020年度中に稼働予定の登記情報システム、V30システムによりまして、受付登録の自動化、商号調査の効率化、あるいは記入作業の自動化といったことを行うことを考えておきますし、また、このほかにさらにシステムを利用した処理の迅速・効率化、そういう点がどういうところで実現可能なのかといったあたり、あるいは添付書面のシステムへの取り込みも含めて検討するのだということが記載されておきまして、そういった方向で私どもも検討を進めてまいりたいと考えております。この関係も、物によっては、例えば、V30システムの中には、二次元バーコードの利用という部分がございますが、これは申請者の負担の軽減につながってくる部分がございます。二次元バーコードを読み取ることによりまして、申請者情報を作成しなくてもよくなるか、そういうこともこの新しいシステムで実現可能と考えておりますので、そういった部分では行政手続コストという面に関してもいい影響が出るのではないかと考えております。

こういった施策を実現していくということで、全般的には、2ページ一番下でございますけれども、これらの取組と行政機関間の情報連携、このバックヤード連携と言われるものになりますけれども、こういった登記情報を行政機関と連携していくことを進めまして、手続のオンライン化というものを大きく進展させたいと計画書に盛り込んだところでございます。

3ページにかけまして、そういった取組の目標の部分ということにもなっておりますけれども、オンライン申請率の目標値ということで、こちらの部会に前回お示した目標値を記載しております。代理人の申請、本人の申請で、オンラインがかなり違うところになっておりますけれども、これは双方ともに上げたい。特に本人の申請を上げたいところでございます。2020年3月時点での目標がちょっと低いという部分がございますけれども、今まで御説明いたしましたように、各種の施策の実施がどうしても多少時間をいただかざ

るを得ない部分もございまして、そういった施策が効果を発生するには多少時間がかかってくるということで、こういった目標値になってございます。

そういうものが1番目の部分でございます。「2 同じ情報は一度だけの原則」は、バックヤード連携の部分ですけれども、ここは特に記載は変更がございません。「3 書式・様式の統一」の関係についても、字を直したという部分で、内容的には実質的な変更はございません。「4 補正割合の低減方策」というところで、先ほど御説明した内容にここは書きかえたというところになってございまして、それに加えて、4番の2段落目以降の部分になってまいりますけれども、補正率を低減させていきたいということで、この目標の数値を2020年3月までには20%、そこから2年間でさらに20%の削減を目指していきたいと考えております。この関係は、2019年度中にシステムを先ほど御説明したように変えていくという部分になってまいりますので、そういったあたりで目標を設定してございます。

次に、4ページ目で、特にコスト計測の部分について、大きく見直しをしておりますので、その部分の御説明をさせていただきたいと思っております。4ページ目から5ページ目にかけて、行政手続コストの計測の話が出てまいります。従前、登記処理に要する期間といったものでお話しさせていただいておりましたけれども、事業者の作業時間ベースでそこは見なければだめだという御指摘をいただきまして、その事業者の作業時間ベースでの目標をはかりまして、それを反映させることにしてございます。

5ページ目の部分で、真ん中あたり、(2)という部分のすぐ上になりますけれども、【事業者の作業時間】という項目を立ててございまして、株式会社の設立の登記、役員変更の登記について、事業者の作業時間のアンケート調査を実施したというところを書いてございます。また、(2)にも事業者の作業時間の話を書いてございまして、平成30年4月に第1回を実施しております。その計測結果が別添3のとおりということです。

お手元にある資料をおめくりいただきますと、別添3がついているかと思っております。表形式になっておりますけれども、その表形式のものがアンケートの結果になります。ちょっと言いわけじみているかもしれませんが、急いでアンケートを実施したところがございまして、一番下の※に書いてございまして、約60名の登記申請人の方に実施した数字の単純な平均値になってございます。その内訳で申しますと、資格者代理人、司法書士の方に伺って数字をとっているという件数がかなり多くなってございまして、法務局の窓口に来ていただいた御本人、本人申請の方にもアンケートはさせていただいたのですけれども、なかなかそちらのほうは簡単にとれないものですから、件数的にはせいぜいそちらのほうで10件ぐらい、司法書士の方50人ぐらいに聞いた平均値になってございます。この部分は、今回、4月は忙しい時期だということも含めて、ばたばたと実施してみた部分でございまして、恐らく我々のアンケートの仕方もわかりやすかったかどうかという部分も含めて反省点はあるかと思っておりますので、次回にはもう少し幅広い人たちに答えていただけるようにしなければならない部分があるのではないかとこの反省は持っておりますけれども

も、今回のアンケートの結果としては、こちらにある内容になってございます。

詳しい時間に関しまして言いますと、設立については、添付書面について585分ということで、かなり作業日数がかかっている。また、原本還付用の謄本作成などもしていただく必要が出てまいりますので、そういった部分についても時間がかかっておりますし、申請書の作成自体についてもやはり時間はかかってくる部分がございます。役員変更登記も同じように添付書面がメインで、それ以外にも、それぞれ時間がかかるというところがございます。ただ、関係官署等への登記事項証明書の提出が一番下の部分にございまして、これは26分にすぎないと結果は出てきているのですけれども、正直に申し上げて、そんなことはないだろうという気がするのですけれども、こういった数字が出ておりますので、これはもしかしますと、例えば、司法書士の先生方に聞いてもここまでは把握されていなかったのではないかとという可能性とか、あるいは、本人の方も、登記の手続が完了した後に行く部分については余りよく認識されていないのではないかと、そういう可能性もございまして、例えば、こういうあたりについては、アンケートの仕方をもう少しよく考えないとまずいかなとは考えております。言いわけじみておりますけれども、御説明の内容ということになります。

差し当たりは、基本計画の内容の御説明でよろしければ、今のところで一度終えたいと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見や御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

ワンストップ化検討会の結論を踏まえて、かなり丁寧に見直していただいて、ありがとうございます。その上で、幾つかお願いしたいと思うのですが、目標で、5年後であっても本人申請率が25%というのはいかにも低いのではないかとということなのですが、この辺はもうちょっと戦略的に、こういう形で徹底して、例えば、インセンティブを明確に与えるとかということをお考えになってあげるといことは考えられないのでしょうか。

○村松課長 前回もこの目標が控え目過ぎるといいますか、野心的ではないという御指摘をいただいております、確かにそう見えるかと思いつつ、こういった数字を実際に上げていく過程では、いろいろな施策を打たなくてはいけない。特に商業登記電子証明書のコストが重要なのではないのでしょうかという御指摘をいただいております、そういったものを何とかしていきたいと思うのですけれども、そういったものは、利用件数が上がってきますと、逆に言うとコストも削減できていく、手数料が安くなっていくという関係もありますので、そういったところをすぐにどんどん費用が安くできるかという、頑張りたいと思うのですけれども、なかなかそううまくいかないかもしれないということも含めて、控え目な数字にはなっているのかなとは思いますが。

○高橋部会長 その手数料というのは、やはり基本的に利用件数に反映するのですか。

○村松課長 基本的な考え方は、利用者の方に、結局のところ、システム的な部分でのコ

ストを負担していただくのが基本だということもありますので。

○高橋部会長 例えば、紙の手数料のところからそっちのほうに安くするほうに振り分けるとか、振り向けるとか、そういうことはできないのですか。

○村松課長 にわかにはできないと言にくい部分があります。

○高橋部会長 ただ、優先処理、手数料の考え方は、別にそこは合理的であればよくて、全体として相関ができていれば、その中で紙と電子と優先的にこっちを導入していくために意図的に電子の手数料を安くするとか、別に考えるということは政策的にはあり得るのではないかと思うのですけれども、無理でしょうか。

○村松課長 政策的配慮の問題として、政策的にそちらに誘導したいから安くしていくというのも一つの考え方だと思いますし、そういうことができないかということは、検討していきたいと思うのですけれども、他方で、商業登記電子証明書のシステム自体はまさにオンライン向けに特化した本人確認を証明するシステムになっておりますので、まずはそれ単体でどれだけコストがかかって、その受益者はどなたなのか。そこで負担していただいて、ただ、今は足元の件数が少ないものですから、金額的には1年で7,000円以上ということで高止まりをしているということが問題というところになっているのかなと思います。なので、そういった高橋部会長がおっしゃる考え方が、あり得ないということを上げるつもりは全然ないのですけれども、それにここではチャレンジをするという位置づけになってくるのかなと思います。

○高橋部会長 是非チャレンジしていただきたい。現状を前提にして考えるというのと、多分、事態は変わらないですよ。変わる方向に行かないのではないかと私は思うのです。

○村松課長 そういう意味では、予測も含めてというところになりますが、少なくとも、例えば、今回は政策的にという部分について申し上げれば、設立の関係にはなりませんけれども、印鑑の届出をしない会社が世の中に存在できる、そういう法改正をしていこうという流れになっておりますので、そういった部分を踏まえていろいろ考えたいなと思っております。

○高橋部会長 それから、優先処理みたいなこともあるのではないかという話があって、例えば、今、設立は優先処理にするということであれば、そこは政策的に優先処理というのは先例ができてしまった。したがって、電子については、他の局面でも優先処理をする、優先処理でインセンティブを与えるということは、政策的に十分あり得るのだと思いますけれども、そこも不可能でしょうか。

○村松課長 確かに登記によってはそういうことがあり得るのかなという気がします。早く登記が実行できればプラスになるということであればインセンティブになるので、そういうものは考えてみる必要もあるかと思いますが、場合によっては、設立はそういう部分が恐らくあって、なるべく早く設立登記を入れたいというニーズがすごく強いという話を伺っているところですが、役員変更も含めまして、そのほかの登記にどれぐらいそういうものでのインセンティブが働いてくるのかとかというところは、済みませんが、

検討してみたほうがいいのかという気はいたします。

○高橋部会長 これは是非川田専門委員もいらっしゃるので、経済団体にもよくお聞きいただいて、どうなのかということをお検討いただければ。

要するに、届出が早くできれば、それは安心ですよ。届出を早く処理してもらえれば、その時点で処理済みだったら、要するに、それで変更したと取り扱われることになるので。

○村松課長 恐らく登記が早く入れば、役員変更であれば、新役員が登記事項証明書をとれますということだとは思いますが、それでは、商業登記電子証明書を使ってオンラインでやりましょうというところまでのメリットに本当になり得るのかどうか、いろいろと聞いてみようかなというところですよ。

○高橋部会長 是非聞いていただいて、繰り返しますが、現状を前提として手数料を決めているのであれば、全く変わらない。高どまりしていて、使う人もいない。要するに、現状が全然変わらないという方向に行くと思います。思い切ってそこは政策的な料金体系にさせていただくとか、経費の財務当局と、もしくは、自前の中で、紙は紙、オンラインはオンラインという閉鎖されたところで手数料を考えるのではなくて、全体の手数料の中で優先的に電子の手数を考えていくというやり方は、是非御検討いただければありがたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

村上専門委員、どうぞ。

○村上専門委員 どうも御説明をありがとうございます。

1つお願いがあるのですが、現状値をもう少し丁寧にとる必要があるのではないかと思います。別添1、別添2の目標設定の前提となっている、補正率やオンライン申請率の現状値は、10月2日、1日だけを調べた件数であって、これをもとに目標値を本当に設定し得るのかどうか。もう少し曜日なり季節の変動をちゃんと見る必要があるのではないかと思います。また先ほど御説明でもありましたが、別添3の数字については、これの確かさや内訳をきちんと見ていく必要があると思います。特に時間の多いものについてはさらにその内訳を見ていく必要があります。そういった分析をした上で、どの部分がオンライン化によって削減できるのかといった検討を、今後、お願いできればと思います。

以上です。

○村松課長 今、御指摘いただきました別添1の補正の関係ですけれども、先ほど御説明を多少飛ばしてしまったのですが、資料3-1、別途、表形式のものがございまして、その中で4枚目になるかと思っておりますけれども、16番目に記載がございまして、補正率のあたりの話なのですが、その中で右から2つ目の枠に、法務省CIO補佐官からの指摘ということで、前回は御指摘いただきましたけれども、そういったCIO補佐官の御意見を聞いて進めたいといただいていたところなのですが、これはサンプル調査の結果について御説明しておりましたところ、この数字は、今、村上専門委員がおっしゃったように、少な過ぎて、もう少しサンプル数をとらないといけないのではないかと、そういう御指摘もい

ただいております。右側の枠の部分に書いておりますけれども、そういった御意見を含めまして、サンプル調査の方法・件数を見直して、もう少し数字をとりたいという部分と、それから、CIO補佐官からの御指摘としまして、申請書情報の作成支援、これだけでは補正の対策として足りていないのではないかと。やはり定款と申請書は一致してこないといけなわけですけれども、そのリンクといいますか、そこをしっかりとつなげるようなことを考えないとよくないのではないかとという御指摘をいただいております、そういった部分の御指摘が反映あるいは実現できるような改修をやらないとまずいなということで、そういった開発を行うことを予定しておりますということを、一番右枠の最後の部分ですけれども、記載しております。先ほどちょっと申し上げましたが、定款の認証の手續と法務局における登記の申請の手續も、これはある程度はリンクをしようかという話になってきておりますので、そういったところで、ある意味、いい影響が出得るのかなということかと思えます。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

○村上専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○濱西専門委員 手数料の水準の設定については、費用との兼ね合いで決まってくるというのは十分わかっているつもりなので、その関係でお聞きしたい。登記についてのシステム全体の費用が1年間にどのぐらいかかって、それに見合う手数料収入がどのぐらいなのかということについてお答えいただくとともに、後日で結構ですので、登記といってもいろいろな登記があるわけで、それごとに手数料の全体の収入と経費はある程度区分ができる部分はあると思うので、そうした区分が可能であれば、そうした費用と収入の一覧を、本日は無理ですので、事務局に提出していただきたい。

聞きたいのは、全体としてどれぐらいの費用と収入があるのかという話と、後日で結構ですので、登記別の費用と収入、そうした一覧を出せるようであれば、事務局に出していただきたいという2点です。

○村松課長 そういう意味では、後ほど検討させていただきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、今、私の誤解でなければ、話の俎上についておりますのは、商業登記電子証明書を発行して、それを利用していただくためのシステムの部分になります。この商業登記電子証明書自体は、商業登記あるいは不動産登記だけではなくて、いろいろなところで使われる、そういう法人の本人であることを確認したり、あるいは、代表権があることを証明したり、そういう制度になってまいりますので、そういう意味では、登記簿とかそういう区分ではなくて、電子証明書を使っていただく法人、申請をしていただければ使えますけれども、その法人に発行してさしあげて、その法人がいろいろなところでそれを利用していただくというタイプになってまいりますので、そういう意味では、それに特化してシステムを組んでおりますし、したがって、それについてのユーザーがこ

れぐらい現状はいますというあたりに多分最終的になるのかなとは思いますが、検討はさせていただきます。

○高橋部会長 でも、証明書が使える手続についての手数料というものがありますよね。その手数料収入というもの、全体の手続手数料というものはわかるのではないのでしょうか。使い得る手続の手数料。紙でやっているのであろうと。

○村松課長 確かにいろいろなところで使われますので、電子証明書ですので、オンラインで申請がされていけば使われ得るという話になり、オンライン申請でない部分でいいますと書面申請になっているはずというのはあるのですけれども。

○高橋部会長 そこでの手続の手数料はただなのですか。

○村松課長 それはもちろん別途になってまいりますので、それ自体は、むしろ、例えば、不動産登記の審査とか、登記のためのシステムのほうのお話。

○高橋部会長 わかりました。それでは、そのシステムだけのものと、参考資料として、手続全体の収入量というものはあると思うので、それも出していただければこっちも考えようがあると思うので、それも含めてお出しいただければありがたいなと思います。

○村松課長 また事務局と御相談させていただきます。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

ワンストップで、例えば、設立登記がマイナポータルでできると、役員変更登記についてもマイナポータルでできないかなと思うのですけれども、そこはどうなのでしょう。

○村松課長 もしかしたら誤解があり得るのかもしれませんが、私どもの感覚としては、マイナポータルのほうは差し当たり設立のほうと一緒にやるという形になっており、役員変更に関しては特にそういう予定はないということだと聞いております。

○高橋部会長 システム上はつなげられないのでしょうか。役員変更登記についても一緒にやるということは、技術上、不可能なのでしょうかと御質問です。

○村松課長 マイナポータルの話があるようですので、にわかに私の今の知識ではお答えしがたいので、確認させていただければと。

○高橋部会長 技術的な話があると思うので、IT室、わかりますか。

○奥田参事官 具体的にどのような形のシステム設計をするかというところにはなるかと思いますが、一般論として、申請のところに関連するところにつながっているところは同じですので、可能かとは思いますが、先ほどおっしゃっているように、マイナポータルをどうしていくかというところは、当然、法人設立のところで行っておりますので、変更のところをどうするかというのはまた検討になるかと思えます。

○高橋部会長 一括してやってもらってしまったほうが早い。そういう意味では、できればこっちも乗っていきたく思いますので、是非御検討をお願いしたいと思います。

どうぞ。

○村上専門委員 先ほどの川村さんからご説明があった法人設立の資料の2ページ目に、マイナポータルを活用したワンストップサービスの説明がありますが、2019年度中に設立

後の手続のワンストップサービスを開始、2020年度中に定款認証・設立登記も含めてワンストップサービスを開始と書かれています。これが正しければ、設立後の手続のワンストップ化は2019年度中にやることとなります。もし理解のそごがあるのであれば、認識を合わせておいていただいたほうがいいかと思います。

以上です。

○村松課長 今の部分に関して言いますと、私どもの理解としては、設立後の手続というのは、設立に関することではあるのですけれども、設立登記後に、ほかの役所に行って、税務署とか、労基署とか、そういうところに行ってやっていただく手続をワンストップということですか。

○村上専門委員 そうということですか。

○高橋部会長 わかりました。

どうぞ。

○川村参事官 今、私どもの再生事務局として検討会をやっていた中での理解といたしましては、法人設立後の手続は、それぞれどういう形で申請を受け取るかというのは個々の受け取る側の判断で、そもそも印鑑も要らない手続とかいろいろなものがあって、それを受け取るという形でシステムを組んでつながっていくという形になっています。法人登記の世界の場合は、そこの受取のところで商業登記電子証明書という形を使って申請する形になりますので、そこの商業登記証明書がマイナポータル上に掲載されて、使って、申請ができるようなシステムが組めるかどうか。もしくは、別のやり方をするのか。その方策はまだ一切議論をしていないところですので、そこをどのようなお答えを考えていただくか。それで対応するか、しないか。システム上だけの問題を言うと、多分くっつけることはそれほど技術的に困難ではなく、同じように作るだけだと思いますけれども、設立時は法人の電子証明書が存在しないので、マイナンバーカードで申請をするという形で動くのですが、1回できた後、商業登記にアクセスをしようとする、商業登記で使える電子証明書がないと申請が受け付けてもらえないというものが現在の哲学だと思いますので、そこをどう整理していくかというのは、これから議論を深めないと答えが出ないのかなとは理解しています。

○高橋部会長 事務局とそこら辺は技術的な話も含めてうまく調整したいと思います。よろしくお願いします。こちらに乗っかれば乗っかりたいので、そこはよろしくお願いします。

あと、この商業登記が議論になっているのですが、あっさりとID・パスワード方式はだめだという結論になっているのですが、これはどうなのでしょう。本当にID・パスワード方式は技術的に不可能なのですか。

○奥田参事官 技術論と本来の意味でどのように認証していくかというところだと思うのですけれども、技術的に見るとID・パスワードで構わないと思います。ただ、法人設立の最初のところでどういう形で認証して、その後の手続をどう簡単にするかというところの

議論はあるかと思えます。1度目の認証のところを厳格な形でやりたいということであれば、そこは電子認証になると思えますし、そういったところの手続ごとにどういった認証が必要なのかという議論となると思えます。部会長がおっしゃっているように、技術的なところでいけばID・パスワードも当然入っていきますし、PINでいくという形もありますし、電子認証で行くという形、いろいろな形は技術的なところでは可能かと思えます。

○高橋部会長 ID・パスワードといってもいろいろなID・パスワード方式があるのですが、電子署名に近いものは無理なのでしょうか。社会的に受け入れられないのでしょうか。

○村松課長 今回、資料3-3のところ、本人確認手法をどうするのかという話を、IT室から出されているものがありましたので、つけてございますけれども、今、御説明いただきましたように、我々の自分たちの持っているこの制度は、非常に真正さを担保しておかないと、それこそ会社の乗っ取りということも起こり得る。商業登記の特に代表者の証明はまさにそういうものになっておりますので、そういった部分を私どもとして考えると、確認レベルというところでいいますと、そういう意味では厳格に入っていきますけれども、その中でも、今、御説明があったように、さらに区別はできるのだろうとは思っておりますが、しかし、商業登記はそういう意味では非常に厳格にしておくべきものだと考えておまして、その判断自体は、いけないということではないと言っていたのかなと理解はしているのですけれども。

○高橋部会長 それは、日本の手続の中でも一番厳格な部類なのですか。

○村松課長 少なくとも、そういう意味では、これまでは実印と印鑑証明がちゃんとセットでないといけませんという整理でやってきていて、それ自体は大事なものののだと、会社ですので、会社のありよう、代表権を示しておりますので、それこそ簡単にすり抜けられてしまうことになりますと困るということです。

○高橋部会長 だから、ID・パスワードで簡単にすり抜けられるかという話なのです。

○村松課長 そういう意味では、技術的には何パターンかは当然あり得るわけですが、特に厳格にということであれば電子署名というお話だと思いますので。

○高橋部会長 IT室から、やってもいいよという話については、言われたという理解だと思います。それが政策的にこのデジタル化の中で妥当かどうか、さらに検討していただきたいと思えます。

ほかはいかがでしょう。

林委員、どうぞ。

○林委員 御説明をありがとうございました。のみ込みが悪くて恐縮なのですが、確認させてください。

平成32年、2020年度中の運用開始を予定されている登記情報システムの更改は、具体的には大きな柱としてどういう項目の更改をされるのかということの確認が1点目です。本日いただいた3-2の4ページの冒頭に、二次元バーコードの活用による受付情報及び記

入情報の入力自動化や処理状況の可視化を行うなどの取組と書かれているのですが、これ以外にもどんなものがあるのかということをお教えいただければと思います。

2020年度に運用を開始するということだと、現状では、この仕組みの検討、システム的设计、開発テストというどの辺のスケジュールのところにいるのか。事業者の方も含めての具体的な議論を進めていらっしゃるのか。また、先ほど費用対効果の御質問もあったかと思うのですが、具体的な予算規模も御検討されているのか。2点目が、実務的な進捗状況についての質問でございます。

○村松課長 2020年から新しい登記情報システムに変更するということでございますけれども、資料2-1「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」という先ほどの資料の中に一部分が入っておりますので、それをごらんいただくのがよろしいかと思っております。14ページの真ん中あたりですけれども、②に対応策として1つ掲げられております。平成30年度から実施予定の登記情報システムの更改において、この実施予定というのは、これはまさに今から取り組みますという話なのですけれども、受付登録の自動化、商号調査の効率化、申請情報を用いた登記事項の自動作成機能といった業務効率化施策を実施するのであるということをお記載しております。これが平成32年度中に稼働する予定だということで、今、そういう意味では、どういう機能を盛り込んでいくかという話はまさに話が進んでございまして、別のこの表の中にも入っておりますけれども、法務省のCIO補佐官にも御相談をして、今、進めている状況だと認識していただければと思います。

先ほどおっしゃいました二次元バーコードを利用した話は、ここの中には、直接、今、見た部分には出ておりません。この取りまとめのほうは基本的に登記所側の話になっておりますので、登記所の実務がこれで効率化できますよというところに主眼がございまして、それに合わせまして、申請者にも、二次元バーコードを利用して申請情報の入力が簡素化できるということが、さらにほかの機能としても、今、実装しようと考えてございまして、その話が先ほど御指摘いただいた部分に記載がされております。

それから、今のこのお話というのは登記情報システムとして、基本的には商業登記あるいは不動産登記のシステムの話になります。先ほど御指摘いただいておりますのは、それとはまた別の、あるいは横のと言ってもいいのですけれども、電子証明書というもののシステムの話をしてございまして、そういう意味では、この電子証明書をそういった不動産登記、法人登記、あるいはそれ以外のシステムで使っていただく。そういう部分の話ですので、この登記情報システムの更改の話は別のシステムの話になります。あくまでも登記を処理するためのシステムの部分になりますけれども、電子証明書は、登記にも関連はしませんが、登記に特化してございませぬので、むしろ会社の代表権を電子的に証明してあげる仕組みを法務局で用意してあげているという整理になります。

○林委員 そうしますと、システム更改で、今、32年、2020年運用開始とおっしゃっているのは登記情報システムの更改で、電子証明書のシステムについてはどういうスケジュールなのでしょうか。

○村松課長 電子証明書に関しましては、取りまとめの今回は10ページをごらんいただければと思いますけれども、10ページのこのあたりが商業登記の電子証明書の話になってまいります。 「(2) 商業登記電子証明書の使い勝手の改善」、この上の部分に電子認証システムと書いてありますけれども、商業登記電子証明書の認証のシステムの改修の話などが書いてございます。こういった部分の改修に関して申しますと、まず、前提となるのが商業登記法の改正になりまして、ここでは平成31年、2019年に法改正をするべく、法律改正案を提出したいということでございます。それをしかるべく成立させていただきまして、さらに必要なシステム改修を行いますけれども、その目標は、平成32年、2020年度中の実現を目指していくという部分になってまいります。

これはシステム的にはそういう部分をやっていくとかなり変わってきますという話なのですけれども、またそれと並行して、商業登記電子証明書の使い方勝手の改善はその下の部分にありますので、これはこれで逐次やりたいと思っておりますけれども、そういう意味では、法改正に合わせていろいろと施策を打つのが常道かという感じはしておりますけれども、もちろん逐次事務的にできることはやりたいというところでございます。

○林委員 ありがとうございます。そうすると、登記情報システムのシステム更改も電子証明書のシステムの改修も同じく2020年であり、そのシステム改修の準備は両方とも進めつつあり、システム改修を必要としないのでできる書式や様式の統一とか簡素化については、そこまで待たずに法務省で進めてくださっているという理解でよろしいでしょうか。

○村松課長 大卒、そのとおりでございます。ただ、電子証明書の関係は法改正が必要ですので、まだそういう意味では本当に基礎的な検討段階にはなりません。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。お時間が過ぎておりますので、ここまでとさせていただきたいと思っております。本日のヒアリングにおける議論を踏まえまして、基本計画について再度見直していただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。お忙しい中、法務省の皆様、どうもありがとうございました。

本日の議題は、以上でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の日程は、後日、事務局から御連絡させていただきます。

○高橋部会長 それでは、これにて会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。